

平成17年1月
 財 務 省

平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

本試算は、平成18年度以降、前提となる経済指標を「改革と展望-2004年度改定」(平成17年1月閣議決定)の記述に基づき仮置きした上で、平成17年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成17年度予算が平成20年度までの歳出・歳入に与える影響を試算したものである。本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

[試 算]

単位:兆円、(%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳 出	国 債 費	17.6	(5.0) 18.4	(5.2) 19.4	(5.7) 20.5	(3.1) 21.1
	地 方 交 付 税 等	16.5	(▲2.5) 16.1	(9.6) 17.6	(15.0) 20.3	(1.7) 20.6
	一 般 歳 出	47.6	(▲0.7) 47.3	(1.5) 48.0	(2.6) 49.3	(1.5) 50.0
	社会 保 障 関 係 費	19.8	(2.9) 20.4	(3.9) 21.2	(5.2) 22.3	(5.3) 23.5
	公 共 事 業 関 係 費	7.8	(▲3.6) 7.5	(▲0.5) 7.5	(1.3) 7.6	(▲3.4) 7.3
	そ の 他	20.0	(▲3.2) 19.4	(▲0.3) 19.3	(0.2) 19.4	(▲0.9) 19.2
	NTT 無 利 子 貸 付 償 還 時 補 助	0.4	(▲11.5) 0.4	(2.1) 0.4	(0.0) 0.4	(▲98.0) 0.0
	計	82.1	(0.1) 82.2	(3.9) 85.4	(5.9) 90.4	(1.5) 91.8

単位:兆円、(%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
税 収 等	税 収	41.7	(5.4) 44.0	(5.3) 46.3	(2.0) 47.3	(1.6) 48.1
	そ の 他 収 入	3.8	(0.3) 3.8	(▲5.5) 3.6	(▲0.2) 3.6	(▲12.5) 3.1
	計	45.5	(5.0) 47.8	(4.4) 49.9	(1.9) 50.8	(0.6) 51.2

単位:兆円、(%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	差 額	36.6	(▲6.0) 34.4	(3.2) 35.5	(11.5) 39.6	(2.6) 40.6

- (注) 1. ()書は対前年度伸率。
 2. 平成16年度は当初予算額。
 3. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しに関し、平成18年度以降の予算編成過程において検討することとされている平成18年度予算以降における増収分の取扱いについては、歳出に反映していない。
 4. 「差額」は、歳出の計から税収等の計を単純に差し引いた額であり、試算の前提等に応じ変化するものである。

[経済指標の前提]

	17年度 (政府経済見通し)	18年度	19年度	20年度
名目経済成長率	1.3%	2.00%	2.00%	2.00%
消費者物価上昇率	0.1%	0.50%	0.50%	0.50%

(注) 「改革と展望－2004年度改定」における「2006年度以降は、実質成長率1.5%程度あるいはそれ以上、名目成長率についても2.0%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる」との記述等に基づき設定。

[算出要領]

- 国 債 費 : 金利を仮置き(10年国債金利2.0%)し、歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。
- 地 方 交 付 税 等 : 地方交付税の法定率分を名目経済成長率×弾性値1.2とする等により推計。平成19年度以降の地方交付税等については、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の元本の返済(地方交付税法附則第4条の2等)を前提。
- 一 般 歳 出 : 平成17年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額を推計。
- 税 収 : 名目経済成長率×弾性値1.1等(平成17年度税制改正の影響等を調整)を用いて推計。
- そ の 他 収 入 : 名目経済成長率と同程度伸びるものと仮定する等により推計。

(注) 国と地方の三位一体改革については、政府・与党合意(平成16年11月)を反映。なお、「義務教育費国庫負担金(暫定)」については、平成18年度以降、8,500億円の税源移譲予定特例交付金が存置されるものと仮置き(政府・与党合意では、義務教育制度について、「平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る」とされている)。

[参 考]

平成18年度以降金利3%の場合(仮定計算)

単位:兆円、(%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳 出	国 債 費	17.6	(5.0) 18.4	(13.1) 20.9	(11.9) 23.4	(9.1) 25.5
	地 方 交 付 税 等	16.5	(▲2.5) 16.1	(11.8) 18.0	(14.9) 20.7	(1.8) 21.0
	一 般 歳 出	47.6	(▲0.7) 47.3	(1.5) 48.0	(2.6) 49.3	(1.5) 50.0
	NTT 無 利 子 貸 付 償 還 時 補 助	0.4	(▲11.5) 0.4	(2.1) 0.4	(0.0) 0.4	(▲98.0) 0.0
	計	82.1	(0.1) 82.2	(6.1) 87.2	(7.4) 93.7	(3.1) 96.5

税 収 等	税 収	41.7	(5.4) 44.0	(5.3) 46.3	(2.0) 47.3	(1.6) 48.1
	そ の 他 収 入	3.8	(0.3) 3.8	(▲5.5) 3.6	(▲0.2) 3.6	(▲12.5) 3.1
	計	45.5	(5.0) 47.8	(4.4) 49.9	(1.9) 50.8	(0.6) 51.2

差 額	36.6	(▲6.0) 34.4	(8.5) 37.3	(14.7) 42.8	(5.9) 45.4
-----	------	------------------	-----------------	------------------	-----------------

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

平成17年1月
財 務 省

(単位:億円)

年度 (平成)	要償還額	借換債収入 ①	定率・差減 額繰入等 ②	一般会計 から繰戻 ③	運用益等 ④	財源計 ①～④	無利子 貸 付	年度末 基金残高	年度末 公債残高	利払費
17	1,128,500	1,038,200	79,300	4,300	700	1,125,800	700	85,300	5,383,800	92,500
18	1,222,100	1,126,700	86,900	4,400	1,600	1,219,600	700	82,200	5,658,400	97,700
19	1,288,700	1,170,900	92,800	4,500	1,500	1,269,700	700	62,500	5,949,400	103,200
20	1,300,200	1,188,100	99,500	900	1,400	1,289,900	0	52,200	6,251,700	109,200
21	1,243,900	1,151,400	104,300	900	1,300	1,257,900	0	66,200	6,573,700	115,900
22	1,218,500	1,124,500	109,300	900	1,400	1,236,100	0	83,800	6,894,200	122,000
23	1,199,100	1,107,200	114,400	800	1,500	1,224,000	0	108,700	7,217,100	128,800
24	1,217,100	1,119,300	117,600	800	1,700	1,239,400	0	131,000	7,529,800	136,500
25	1,258,900	1,155,200	122,900	800	1,900	1,280,700	0	152,800	7,836,600	145,100
26	1,347,200	1,224,200	127,900	800	2,000	1,354,900	0	160,400	8,124,500	153,100
27	1,388,600	1,232,500	132,700	700	2,100	1,368,100	0	139,900	8,379,300	157,100
28	1,416,700	1,283,400	137,500	600	2,000	1,423,500	0	146,800	8,657,100	162,900
29	1,478,200	1,333,000	141,600	500	2,000	1,477,100	0	145,700	8,923,200	168,900
30	1,525,100	1,368,200	146,200	400	2,000	1,516,800	0	137,500	9,177,600	175,000

(計算の前提)

- 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算の「試算」を前提とする。「差額」は全て公債金で賄われると仮定して推計。21年度以降の新規公債発行額は、20年度の「差額」と同額と仮置き。
- 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象国債等としている。
- 20年度に償還予定の国債について、今後18年度及び19年度において各2.2兆円、合計4.4兆円を買入消却することとして計上。
- 借換債収入には、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含む。
- 定率・差減額繰入等には、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律第四条の規定による一般会計からの繰入を含む。
- 一般会計から繰戻は、一定の償還条件に基づく産業投資特別会計社会資本整備勘定への償還金が、そのまま一般会計を通じて繰り戻されるものとして計上している。
- 運用利益等には、株式の配当金収入を含む。
- 無利子貸付は、産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるための一般会計への繰入である。
- 利払費には、国債利子等のほか、国債事務取扱費を含む。
- 試算を行うに当たり、次の仮定を置いている。
 - 運用利回りは、政府短期証券割引歩合等に基づく。
 - 剰余金の発生は、見込まない。
- 四捨五入のため、計において一致しない場合がある。
- 計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものである。